

スポーツ庁の設置について

背景

スポーツ基本法（平成23年）の制定

- スポーツを通じた社会発展の理念の実現が必要
- ✓ 全ての国民のスポーツ機会の確保
- ✓ 健康長寿社会の実現
- ✓ スポーツを通じた地域活性化、経済活性化
- ✓ 行政改革の方針を踏まえたスポーツ庁の設置検討

2020オリンピック・パラリンピック大会等の日本開催

- 開催国として、政府一丸となった準備が必要
- ✓ 国際公約としてのスポーツによる国際貢献の実施
- ✓ 国民全体へのオリンピズムの普及
- ✓ 開催国としての我が国の競技力の向上
- ✓ 健常者・障害者のスポーツの一体的な推進



スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。（基本法前文より）

健康寿命延伸、医療費抑制

- 厚労省
- 健康増進
 - 高齢者、障害者福祉

地域社会の活性化

- 国交省、農水省、環境省
- 公園整備等
 - 観光振興、地域振興

- 健康増進に資するスポーツの機会の確保
- 障害者スポーツの充実

スポーツ庁

スポーツ行政を総合的に推進

- （文科省の旧来からのスポーツ振興）
- 地域スポーツの推進
 - 学校体育・武道の振興
 - 国際競技力の向上
 - スポーツ界のガバナンス強化
 - オリパラムーブメントの推進

- スポーツを行える多様な場の創出
- スポーツを通じた地域おこしへの支援

- Sports for Tomorrowの実施
- 国際競技連盟（IF）の役員ポスト獲得支援 等

- 産業界との連携によるスポーツ普及と競技力強化

- 外務省
- スポーツを活用した外交の展開（国際交流、経済協力等）
 - Sports for Tomorrowの実施 等

- 経産省
- スポーツ施設・用品産業

国際交流・国際貢献

国民経済の発展

スポーツ庁が中核となり、旧来からのスポーツ振興に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開。

スポーツ庁の組織構成と主な業務

スポーツ・青少年局 (うちスポーツ関係 3課1参事官)

76人

局長

大臣官房審議官

中央教育審議会
スポーツ・青少年分科会

スポーツ・青少年企画課

総括・管理業務、スポーツ・青少年分科会、スポーツ基本計画、日本スポーツ振興センター、スポーツ施設の整備、スポーツ団体のガバナンス改善

スポーツ振興課

地域スポーツクラブの育成、指導者の育成、スポーツの安全確保、スポーツ選手のキャリア形成支援、障害者スポーツの振興

競技スポーツ課

選手強化への支援(強化拠点・強化費)、国際大会の招致、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の準備、国際交流、ドーピング対策

参事官(体育・青少年スポーツ担当)

学校体育・運動部活動、武道の振興、子供の体力の向上

青少年課／参事官(青少年健全育成担当)
(充て職)

学校健康教育課

スポーツ庁 (5課2参事官)

121人(新規増7人、他府省からの再配置23人を含む。)

長官

次長

審議官

スポーツ審議会

政策課

総括・管理業務、スポーツ審議会、スポーツ基本計画、日本スポーツ振興センター、武道の振興、国内外の動向調査、戦略的広報

学校体育室
(学校体育・運動部活動)

健康スポーツ課

国民へのスポーツの普及、予防医学の知見に基づくスポーツの普及、地域スポーツクラブの育成、子供の体力向上、スポーツの安全確保

障害者スポーツ振興室
(障害者スポーツの充実)

競技スポーツ課

選手強化への支援(強化拠点・強化費)、医・科学を活用した競技力向上策の開発

国際課

国際大会の招致、国際交流、ドーピング対策、スポーツを通じた国際貢献、世界のスポーツ界への積極的関与(人材育成・派遣等)

オリンピック・パラリンピック課 ※時限

オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進(Sport for Tomorrowの推進等)、2020年大会に向けたスポーツ団体等との調整

参事官(地域振興担当)

スポーツをできる多様な場の創出(地域スポーツ施設の充実等)、スポーツを通じた地域おこしへの支援

参事官(民間スポーツ担当)

スポーツ団体のガバナンス改善、スポーツ人材・指導者の育成、スポーツ選手のキャリア形成支援、産業界との連携促進

生涯学習政策局

青少年教育課

初等中等教育局

健康教育・食育課

